

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(連結の範囲)</p> <p>第七十四条 前条に規定する連結安定調達比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次項において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十五号若しくは第十六号に掲げる会社を子会社（法第十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>〔2・3 略〕</p>
改正前	<p>(連結の範囲)</p> <p>第七十四条 前条に規定する連結安定調達比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次項において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号若しくは第十三号に掲げる会社を子会社（法第十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。